

# 幼児教育の無償化 2019年10月からスタート

## 幼稚園の利用者負担額（保育料）が無償

- 対象となるのは、満3歳に達している就学前の子どもです。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収が360万円未満相当（市町村民税所得割課税額が77,101円未満）世帯の子どもと第3子以降（小学校3年生までの子どものうち最年長の子どもを第1子とカウントして）の子どもは、食材料費のうち副食（おかず・おやつ等）の費用が免除となります。

## 預かり保育は月額1万1,300円まで無償

- 対象となるのは、共働き世帯の子どもなど「保育の必要性の認定」を受けた、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している就学前の子どもです。
- ※「保育の必要性の認定」の要件には、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、詳しくは裏面の「幼稚園の預かり保育の無償化の対象となるには？」を御確認ください。
- ※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月額1万6,300円が上限）
- ※幼稚園等の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）
- 利用日数に応じて月額の上限額は変動します。  
【上限額：450円×利用日数】

保育料の無償化について、既に幼稚園等を利用されている方は、新たな手続は不要ですが、「預かり保育」の無償化の対象となるには、「認定申請書」の提出が必要です。

幼稚園等から配布される認定申請書に必要事項を記入の上、幼稚園等へ御提出ください。

# 幼稚園の預かり保育の無償化の対象となるには？

## 【対象者】

無償化の対象となるためには、父母ともに「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。  
 ※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。

## 【保育の必要性の認定の要件等】

状況	必要書類	認定期間	備考
就労している方	就労証明書(鈴鹿市指定の様式)	提出書類の内容(雇用期間等)に基づき決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月間60時間以上の就労時間が必要</li> <li>・給料の発生しない就労は不可</li> <li>・事業所が記入し証明</li> <li>・勤務先、勤務内容等に変更があった場合はその都度提出が必要</li> <li>・雇用更新の確認、勤務実績の確認等が必要な場合は、その都度提出を求めます</li> </ul>
出産前後の方	母子手帳の表紙(母の氏名が記入されている箇所)及び出産予定日が分かるページの写し	出産予定月の2月前から出産日の翌日から起算して8週間後の属する月の月末まで	
病気・けが・障がい等を有している方	診断書(鈴鹿市指定の様式)又は障害者手帳等の写し	提出書類の内容(治療期間等)に基づき決定	
同居の親族を常に介護している方	介護・看護等による申立書(鈴鹿市指定の様式)及び介護が必要であることが分かる書類(診断書(鈴鹿市指定の様式)、障害者手帳等の写し)	提出書類の内容(治療期間等)に基づき決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別居親族の介護等も認められることがあります</li> </ul>
災害復旧に当たっている方	罹災証明書等保護者が災害復旧に当たっていることが分かる書類	提出書類の内容に基づき決定	
求職活動中の方	約束書(鈴鹿市指定の様式)	最長90日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・70日以内に就労し、就労証明書の提出が必要</li> <li>・求職活動でのご利用は年度内に1回限りです</li> </ul>
就学中の方	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)及び時間割等の就学時間が分かる書類	提出書類の内容(在学期間等)に基づき決定	



問い合わせ先：鈴鹿市子ども政策部子ども育成課

TEL:059-382-7606 MAIL : kodomoikusei@city.suzuka.lg.jp